

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科特別リサーチ・アシスタント取扱要領

〔 令和4年12月9日
第418回代議委員会 〕

1. 趣旨

この要領は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）の構成大学において採用する特別リサーチ・アシスタント（以下「特別RA」という。）について必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 目的

本研究科の構成大学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等に、本研究科の優れた学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実、若手研究者としての研究遂行能力の育成及び経済的支援を図ることを目的とする。

3. 対象研究プロジェクト等

本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等は、本研究科の研究科教員が研究代表者となり、かつ研究科教員が特別RA受入教員として継続的に適切な指導・助言が行えるものとする。

4. 資格

将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本研究科に在籍する学生で、特別RAとして採用された場合に、研究プロジェクト等研究活動に必要な補助業務を行える専門的な資質及び能力を備えていると主指導教員が認めた者であり、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）による任用総時間数が800時間未満の者とする。

ただし、国費留学生、社会人学生、日本学術振興会特別研究員(DC1、DC2)、TU-SPRING学生及びこれらに相当する経済支援を受けている者は除くものとする。

5. 職務内容

特別RAは、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務（以下「研究補助業務」という。）を行う。

6. 選考

特別RA候補者の選考は、特別RA受入教員の推薦を受け、代議委員会で審議の上、研究科長が行うものとする。

7. 任用・給与等

- (1) 特別RAの任用及び給与の支給は、各構成大学で行うものとする。
- (2) 任期は当該年度限りとし、任用時間数はTA、RA及び特別RAによる総時間数が800時間を超えないものとする。
- (3) 特別RA受入教員は、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーション（制度の趣旨、業務内容）を行うとともに、特別RAからの意見聴取並びに継続的かつ適切な指導・助言を行うも

のとする。

8. 実績報告

特別R A受入教員は、研究補助業務が終了した時は、速やかに所定の実績報告書を研究科長に提出するものとする。

9. その他

この要項に定めるもののほか、特別R Aの取扱いに関し必要な事項は研究科長が定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年12月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和7年3月7日から施行する。